

(1) 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	/	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下	/
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	年間の1日平均値の2%除外値が10ppm以下
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	/	【長期基準】 1年平均値が15μg/m ³ 以下 【短期基準】 1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注2) 1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。ただし、微小粒子状物質においては、1日平均値に係る欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

注3) 長期的評価にあつては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価の対象としない。ただし、微小粒子状物質においては、年間の有効測定日が250日未満の場合は評価の対象としない。

注4) 微小粒子状物質については、曝露濃度分布全体を平均的に低減させる意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を低減させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行う。